

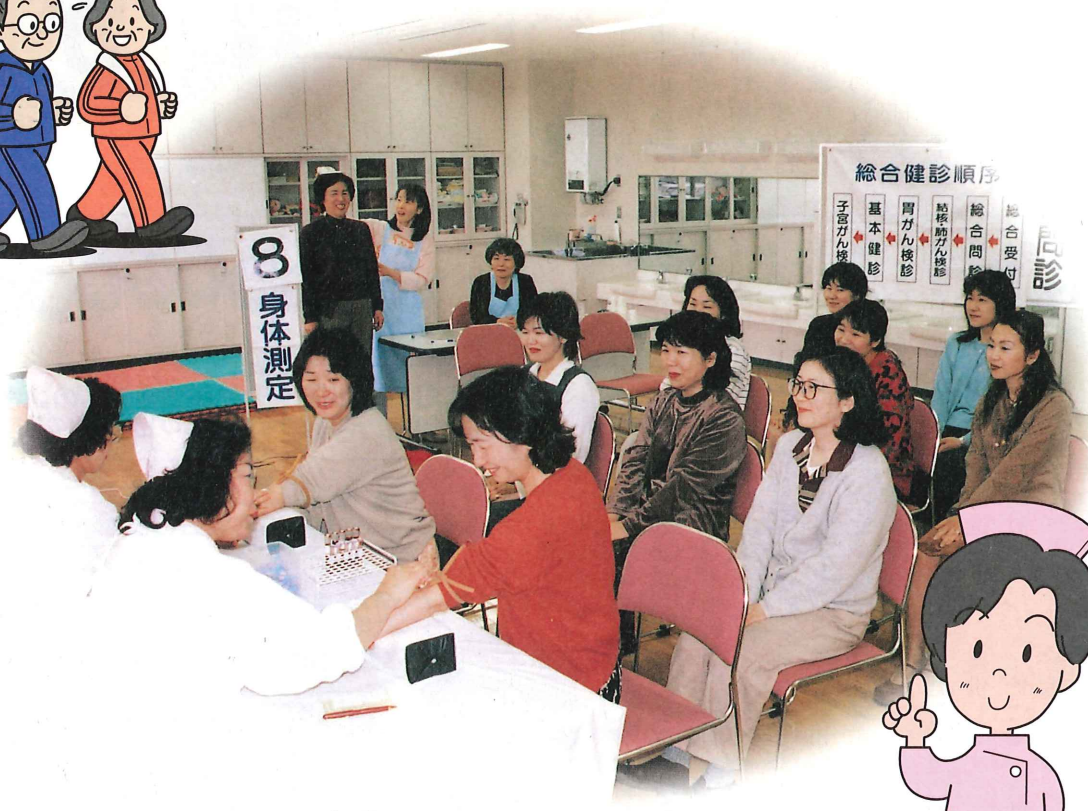
# SAGA

市報さが

平成13年 **9** 月15日号 / No.806

## CONTENTS

- |            |                                              |           |                         |
|------------|----------------------------------------------|-----------|-------------------------|
| <b>2・3</b> | 特集                                           |           |                         |
|            | 市町村合併について考えてみませんか                            |           |                         |
| <b>4・6</b> | ご協力ありがとうございました<br>健康プラン(仮称)策定の<br>ための市民アンケート | <b>10</b> | リサちゃんのリサイクルレポート         |
|            |                                              | <b>12</b> | 納付はお済みですか?<br>国民年金保険料   |
| <b>8・9</b> | 市税・国民健康保険税<br>便利です! 口座振替                     | <b>13</b> | 「はじめてのIT講座」<br>第3期受講生募集 |
|            |                                              | <b>16</b> | 佐賀市歴史探検                 |



**良好ですか? あなたの健康状態**  
(関連記事~P4~P6)



# 市町村合併について 考えてみませんか

第3回

## ■佐賀市を取り巻く 市町村合併の動きは…

佐賀市では、平成12年9月、佐賀市・多久市・佐賀郡・小城市・神埼郡の18市町村の助役を構成員とする「佐賀中部地域市町村合併研究会」を設置しました。

この研究会では、佐賀県が示した3つの市町村合併パターンのB案に基づき、①「佐賀市・佐賀郡」②「多久市・小城市」③「神埼郡」の3つのグループに分かれ、市町村合併に関する調査・研究を行っています。

今後、「佐賀市・佐賀郡」のグループでは、1市6町の行政上の制度の比較や、仮に合併した場合どのくらい効率化できるかなど具体的に分かりやすく研究結果をまとめ、広く市民の皆さんにお伝えするとともに、ご意見をお聞きしたいと考えています。

また、民間の市町村合併の動きかけとしては、佐賀地区合併

## 市町村合併の手続き

関係市町村で合併協議会設置の合意

住民の皆さんの動きがきっかけ  
(有権者の1/50以上の署名による設置請求)

合併協議会の設置

(関係市町村の議会の議決により設置)

さまざまな人から意見を聞きながら、合併の是非も含め、あらゆることを話し合う場。合併した場合の新しい“まち”の姿(新市町村建設計画)を作成。

ここで、合併するという結論に達した場合

関係市町村の議会での合併の議決

知事への合併の申請

都道府県議会の合併の議決、知事の決定

総務大臣への届出、総務大臣の告示

総務大臣の告示によって合併の効力が発生し、新市町村が誕生します。

協議会設置促進期成会が中心となって、佐賀地区での合併を視野に入れ、まずは佐賀市と諸富町、川副町、東与賀町および久保田町の1市4町で合併協議会設置の請求のための署名活動を8月31日から9月30日まで取り組まれています。

この活動において、各市町で有権者の50分の1以上の署名が集まり、順調に手続きが進むと11月上旬には各市町長に対し、合併協議会設置の請求書が提出されることになります。

## ■合併協議会とは…

合併を行うこと自体の可否を

含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。この合併協議会では、合併をしたほうがいいのか、しないほうがいいのかなどを議論するとともに、新市町村建設計画という合併後の市町村の将来に関するビジョンを作成し、市民の皆さんが合併の適否を判断する材料を提供します。

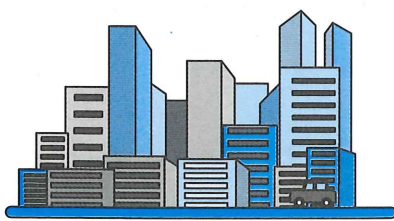
そこで、合併するという判断があるかもしれませんが、合併しないという判断もあり得ます。したがって、合併協議会設置、すなわち合併ということではありません。

## 合併協議会の取り組みとは？

①調査・研究



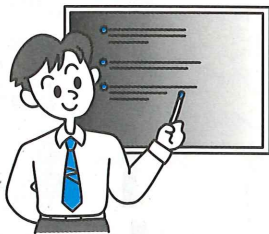
②新しいまちのビジョンの策定



③合併協議会で検討した内容を住民へ提供（広報）



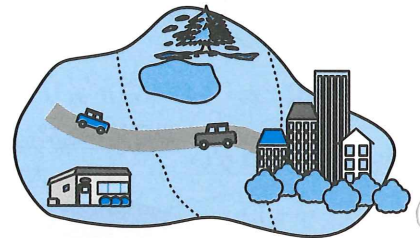
④新しいまちのビジョンをテーマにした住民との意見交換



⑤合併についての議論



⑥市町村建設計画の策定



### ■佐賀市の市町村合併 に対する考えは：

日常生活圏と行政圏は一体であることが望ましく、また地方分権の推進、行財政の効率化を図る上からも、市町村合併は推進すべきであると考えています。市町村合併の推進にあたっては、市民の皆さんのご意見を十分に尊重しなければなりません。しかしながら、道路の改良とか学校の改築のような問題ですと、ダイレクトに意見をお聞きしやすい課題ですが、市町村合併は市民の皆さんにとってはきわめて分かりにくい行政上の課題ではないでしょうか。

そこで、市町村合併については、現在の佐賀市と合併によってつくられる「新しいまち」を比較検証できる情報を市民の皆さんにお伝えしなければなりません。合併により、行政サービスがどうなるのか、負担はどうなるのか、新しいまちの姿はどうなるのかなど具体的な点について、市民の皆さんの生活に密着した情報を正確に提供する必要があります。

そうすることによって市民の皆さんからきちんとした情報に基づくご意見がいただけるのではないかと考えています。したがって、今後、佐賀中部

地域市町村合併研究会での研究結果がまとまりましたら、市民の皆さんにお知らせしていきたいと考えています。

また、合併協議会が設置された場合は、合併協議会でこの地域が具体的にどのような「まち」になるのかを議論します。

議論の内容、経過、合併後の姿などを含め市民の皆さんにお知らせし、現在の佐賀市と比べていただくことによって、合併「する」か「しない」かなどの判断をしていただくこととなります。

市町村合併について、  
皆さんのご意見をお聞かせください。

佐賀市役所 企画課

☎40・7025 FAX 29・2095

E-mail: kikaku@city.saga.saga.jp

### 【佐賀中部地域市町村合併研究会講演会】

市町村合併について、理解を深めていただくため講演会を開催します。

◇日時 10月22日（月）14時～16時

◇場所 マリトピア

◇講師 松島 研（総務省自治行政局行政体制整備室）（予定）

鬼崎 昭宣（佐賀県総務部長）

◇参加 無料

◎問い合わせ 佐賀地区広域市町村圏組合事務局内

「佐賀中部地域市町村合併研究会」事務局 ☎36・9431

ご協力ありがとうございました

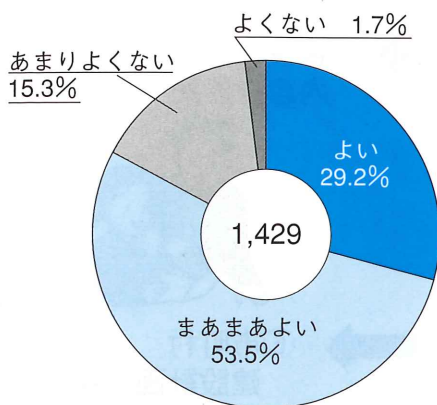
# 健康プラン（仮称）策定 市民アンケート

策定

第1回

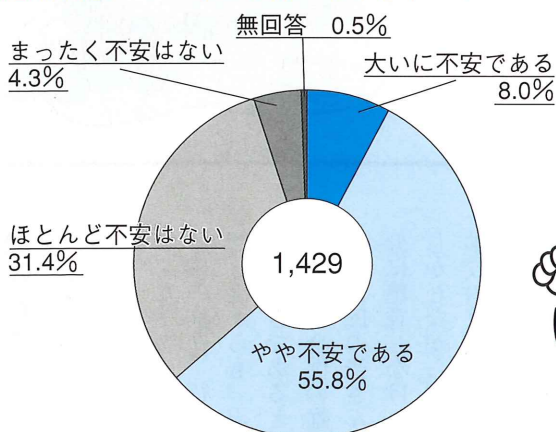
平成13年6月に実施した市民アンケートの集計結果ができましたので、今月から3回に分けてご紹介します。まず、今回は（健康状態・生活状況・食生活）についてです。あなたは各設問のどこに該当しますか？

## ①現在の健康状態はどうか？



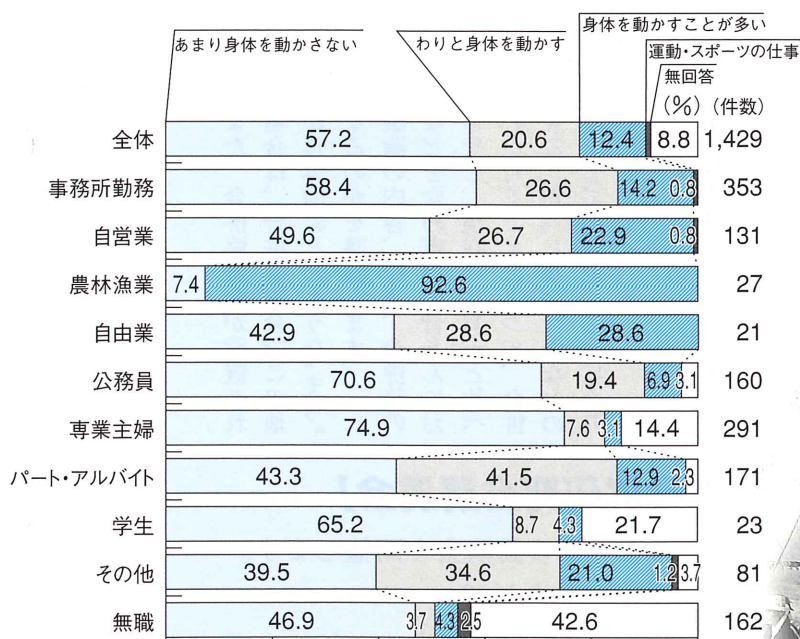
○「よい」「まあまあよい」が8割以上を占めています。

## ②健康状態についての不安がありますか？



○何らかの不安を持っている方が、6割以上みられます。

## ③仕事では身体を動かしていますか？



○仕事では身体を動かさない人が多いようです。

## 《アンケート調査の概要》

- ①対象 20～60歳代の男女3,000人
- ②調査方法 郵送配布、郵送回収
- ③有効回収数 1,429票（回収率47.6%）

## 一言アドバイス

活動的な人は死亡したり、生活習慣病になる危険度がそうでない人より低くなるといわれています。「できるだけ身体を動かす」ようにしましょう。



#### ④BMI（ボディ・マス・インデックス＝体格指数）

（平均BMI）

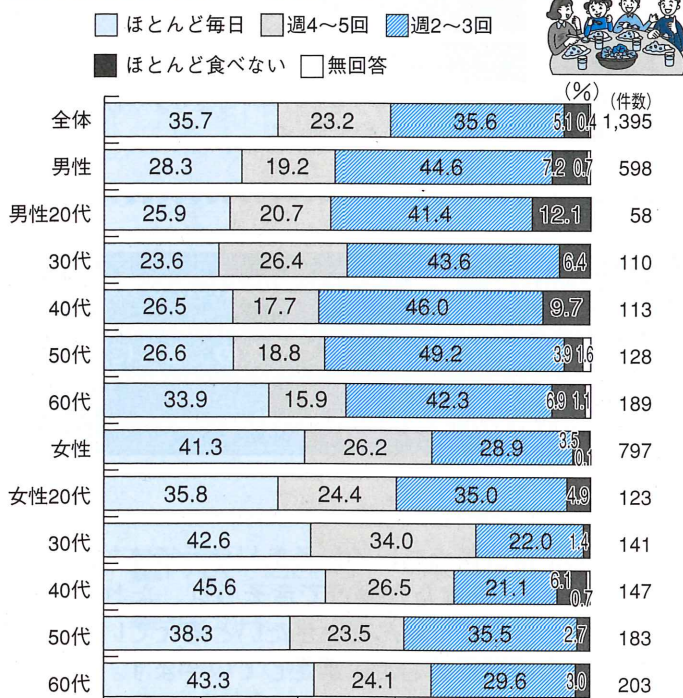
|        | BMI  |        | BMI  |
|--------|------|--------|------|
| 男女合計   | 22.9 |        |      |
| 男性全体   | 23.5 | 女性全体   | 22.6 |
| 男性20歳代 | 22.8 | 女性20歳代 | 20.5 |
| 男性30歳代 | 23.2 | 女性30歳代 | 21.8 |
| 男性40歳代 | 23.4 | 女性40歳代 | 21.7 |
| 男性50歳代 | 23.4 | 女性50歳代 | 22.4 |
| 男性60歳代 | 23.8 | 女性60歳代 | 25.1 |



○男性は30～40代、女性は年齢が上がるほどBMI値25.0以上（肥満）の割合が増えています。

**一言アドバイス** 右の図（BMIの図）の式で、ご自分の適正体重を計算してみましょう。適正体重を守ることが健康への第一歩となります。

#### ⑤緑黄色野菜を食べる頻度はどれくらいですか？



○男性ではいずれの年代でも「週2～3回」との回答が多いのに対し、女性はいずれも「ほとんど毎日」との回答が最も多くなっています。

**一言アドバイス** 緑黄色野菜にはがん予防効果があります。その他、動脈硬化や肥満予防効果、摂りすぎた塩分を体外に追い出すはたらきもあります。野菜をもっと食べましょう。

#### 《あなたの適正体重は？》

★BMI（ボディ・マス・インデックス）を求めてみましょう。肥満かどうかの目安としてBMIという体格指数がよく使われます。

あなたのBMI＝あなたの体重（kg）÷あなたの身長（m）÷あなたの身長（m）

BMI判定表

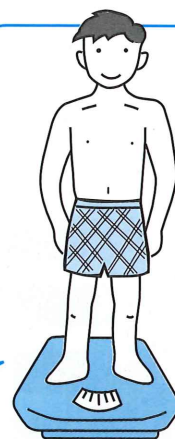
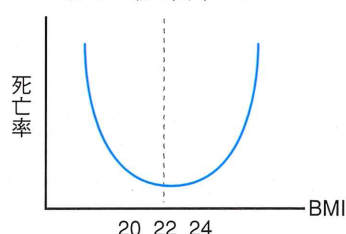
| やせ     | 適正域          | 肥満     |
|--------|--------------|--------|
| 18.5未満 | 18.5以上25.0未満 | 25.0以上 |

BMIが22のときが、最も健康で長生きであることから、適正体重は次の計算で求めます。

★あなたの適正体重を求めてみましょう。

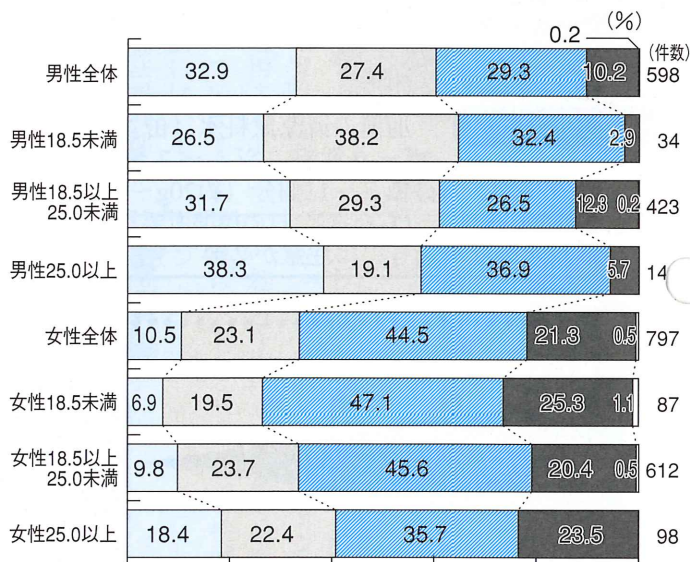
あなたの適正体重（kg）＝あなたの身長（m）×あなたの身長（m）×BMI22

BMI22が最も長命です



#### ⑥麺類を食べるときに汁を飲みますか？

□ ほぼ全部 □ 2/3くらい ■ 1/3くらい ■ ほとんど飲まない □ 無回答

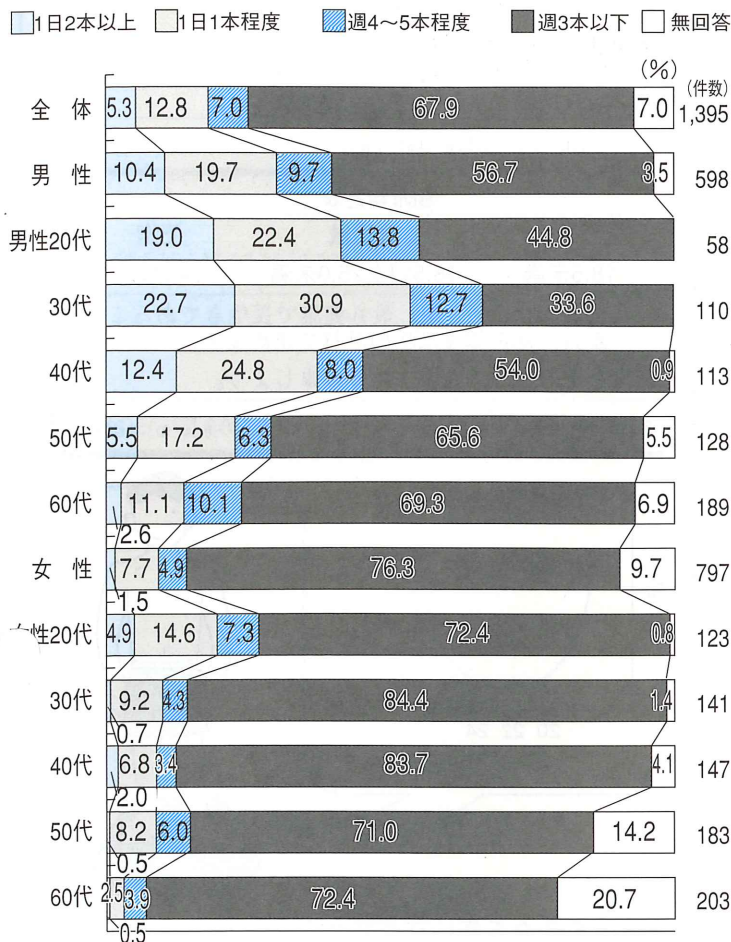


○女性に比べ男性は汁を飲む量や割合が多く、男女ともにBMI値が高くなるほど多く飲む傾向があります。

**一言アドバイス** ラーメンやうどんなどの麺類を全量食べると一食あたり6gの塩分を摂ることになります。麺類の汁は飲みほさないようにしましょう。



## ⑦加糖の清涼飲料水を飲む頻度は？



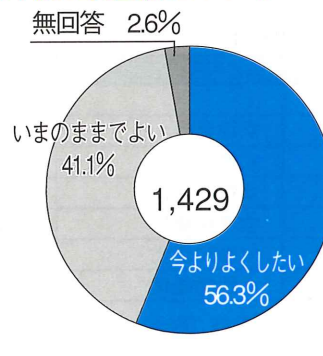
○女性に比べ男性は多く飲む傾向がみられます。

○特に20～30代の男性では、1日2本以上飲む人が2割程度見られます。

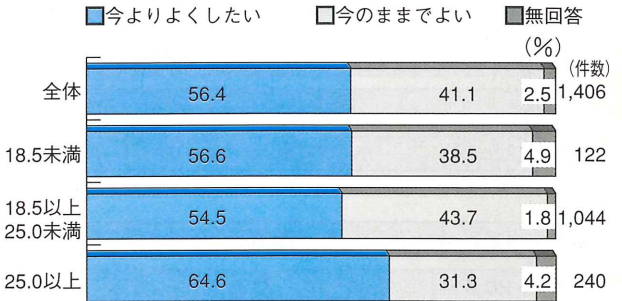
### 一言アドバイス

加糖の清涼飲料水（缶コーヒー、スポーツ飲料、ジュース類）には、一本あたり平均、角砂糖5～11個分（約20g～40g）の砂糖が含まれています。（ちなみに1日の標準所要量は20gです）清涼飲料水の飲み過ぎには注意が必要です。

## ⑧今後の食生活について

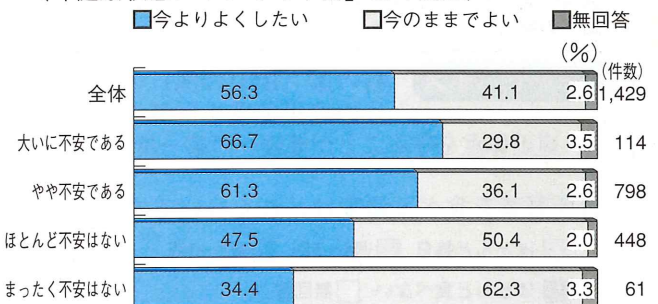


### （BMIとの関連）



○「今よりよくしたい」人が6割近くみられます。特に、BMI値25.0以上で「今よりよくしたい」と回答した割合が多くみられました。

### （「健康状態についての不安」との関連）



○健康状態についての不安が大きいかほど「今よりよくしたい」と回答した割合が高くなっています。

## 今回の報告からみた市民像は

といったところです。

あなたの回答結果は平均的市民像と比べていかがでしたか？

おおむね良好の佐賀市民ですが、よりよい健康状態のためには改善点もいろいろありそうですね。健康づくりは小さな心がけの積み重ねです。健康プランでは、あなたが実行できそうな、だれでも実行できそうな健康づくりの方法を行動目標に掲げて市民運動として取り組んでいきたいと考えています。健康プランはアンケート結果や統計データ、そして皆さんのご意見をもとに策定していきます。ご意見やご感想、ご質問など、どんどんお寄せください。

次回は《休養・ストレス、アルコール、たばこ、歯の健康など》についてご紹介します。

◎問い合わせ

〒849-0915 兵庫町大字藤木1006-1 ほほえみ館2階 健康づくり課  
☎40・7280 Fax 34・4549 E-mail kenko@city.saga.saga.jp

たゆまぬ努力できれいな川へ

## 第21回秋の「川を愛する週間」

10月7日(日)～10月21日(日)



きれいな川と快適で住みよい環境づくりを目的に、市民の手による河川浄化運動が始まって今年で21年目になります。

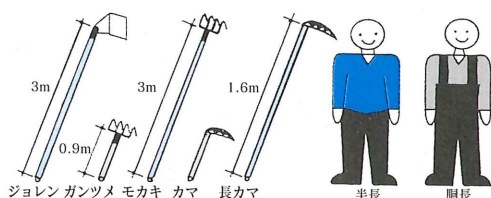
今年も、来月7日から「たゆまぬ努力できれいな川へ」をスローガンに秋の「川を愛する週間」が始まります。

この期間は自治会や事業所を中心に市内の各所で河川清掃が行われます。みんなできれいな川を守りましょう。

### ◆用具の申し込みは早めに

市では河川清掃に必要な道具を貸し出しています。(無料)しかし、この時期に一齐に清掃が行われるため、数が不足する恐れがありますのでご了承ください。遅くとも10日前までには取りまとめの上河川課へお申し込みください。

## 貸し出している清掃用具



その他に●舟●スコップ●ノコギリ●一輪車●コンテナ●バケツ●金ぼうなどがあります。

用具の分配は配送上、困難です。ので配送は1カ所にまとめて申し込んでください。

道路側溝に関すること(ふた上げ機、泥土の回収など)は道路課へお願いします。

### ◆ごみの回収にご協力を

川から引き上げられたゴミのうち、自治会などで処理できないものは市で回収します。次のようにして集めた後、河川課へご連絡ください。

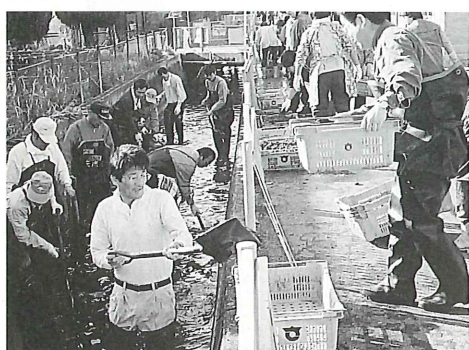
・草、泥、空き缶など、種類別に分ける。(資源ゴミは通常のみ出しをお願いします)

・2トン車が入れる場所に、なるべく1カ所にまとめておく。河川ゴミ以外のゴミは出さないようにお願いします。

スムーズな回収ができないと他の地区の回収が遅くなり迷惑をかけることになります。

また、この期間以外にも、用具の貸し出しとゴミの回収は随時行っています。

河川課までご連絡ください。



### ◎問い合わせ

河川課 ☎ 40・71802

## 市有地を売却します

### 市有地一般競争入札

◆売却物件 所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久2373番1外

・地目 宅地

・面積 179・34㎡

・参考価格 400万円

・受付場所 佐賀市役所7階管財課管財係

◆入札、開始の日時および場所 日時 9月27日(木)10時

・場所 佐賀市役所7階入札室

◆入札保証金 入札参加者が見積もる金額の5%以上を入札日当日に預託していただきます。

◆売却の方法 一般競争入札(あらかじめ決めた予定価格以上で最高の価格をもって入札した方に売却する方法です)

◆入札参加方法 事前に入札参加申込書の提出が必要です。申込書、説明書などの配布および入札参加申込書の受け付けは、左記の期間、場所で行います。

・受付期間 9月13日(木)～26日(水)(土日、祝日を除く)

### ◎問い合わせ

管財課管財係 ☎ 40・7045



## 急募 公民館管理人を募集しています。

市教育委員会では佐賀市若楠公民館の住込み管理人を募集しています。

◇業務内容 公民館職員の勤務時間以外の貸館、火災予防、盗難防止、文書などの受け取り、1日1時間程度の館内清掃など。

◇委託料 月額51,000円

◇締切 9月28日(金)

◇期間 平成13年11月1日～平成14年3月31日

※毎年度契約を更新します。

### ◎問い合わせ

生涯学習課 ☎ 40・7356

# 便利です!口座振替!!

## ◎お問い合わせは◎

佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所  
代表 ☎24・3151  
佐賀市税のことは…  
納税課 ☎40・7075  
国民健康保険税のことは…  
保険年金課 ☎40・7272

### 口座振替の申し込み方法

#### 《用意するもの》

- ①預(貯)金通帳 ②通帳お届印
- ③納税通知書(国民健康保険税のみ保険証でも可)

#### 《手続き方法》

##### ①窓口で直接

口座をお持ちの金融機関の本店、各支店または市役所の各課の窓口(納税課11番、保険年金課6番)でお申し込みください。申込書を備えています。  
国民健康保険税については、納税通知書の最後についている口座振替申込書もご利用できます。

##### ②お手持ちの振替申込書を利用(市税のみ)

市税については、納税通知書に同封しておりました口座振替依頼はがき(軽自動車税は納税通知書と別に7月下旬に依頼はがきを送付済)に、必要事項を記入・押印の上、ポストに投函してください。

※口座振替依頼の申込書類をお持ちでなく、直接窓口などへ行かれる時間のない方は遠慮なく上記の問い合わせ先へご連絡ください。

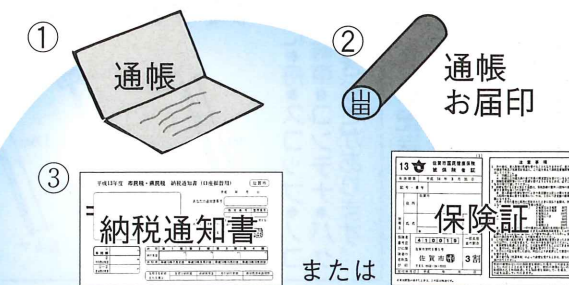
#### 《口座振替できる市税・保険税》

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産・都市計画税(土地・家屋)
- ・固定資産税(償却資産)
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

※上記以外のその他の料金の口座振替については担当各課へお問い合わせください。

### 《お知らせ》

軽自動車税も口座振替が  
利用できるようになりました!!  
今のうちに手続きをしませんか?



#### 〔ご利用できる金融機関〕

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ◇佐賀銀行           | ◇佐賀共栄銀行  |
| ◇佐賀信用金庫         | ◇佐賀東信用組合 |
| ◇福岡銀行           | ◇福岡シティ銀行 |
| ◇西日本銀行          | ◇長崎銀行    |
| ◇親和銀行           | ◇第一勧業銀行  |
| ◇中央三井信託銀行       | ◇三井住友銀行  |
| ◇九州銀行           | ◇商工中金    |
| ◇佐賀市農業協同組合      | ◇郵便局     |
| ◇佐賀市中央農業協同組合    |          |
| ◇佐賀県信用農業協同組合連合会 |          |
| ◇佐賀市漁業協同組合      |          |
| ◇佐賀県信用漁業協同組合連合会 |          |
| ◇佐賀県医師信用組合      |          |
| ◇佐賀県労働金庫        |          |

・佐賀市内の本店・支店・出張所はすべてご利用になれます。  
・佐賀県労働金庫は、平成13年10月1日をもって九州労働金庫へ変わります。

Q なにが『便利』ですか?



国民健康保険キャラクター

Q どうすれば口座振替に  
できますか?

A 納期限のたびに金融機関に行く必要がありません。

- ・納付をうっかり忘れる心配なし
- ・現金を持ち歩かないので安全
- ・一度手続きすれば解約するまでOK
- ・納期限の日口座から自動引落



納税課キャラクター

A 手続き方法は、右のページ  
を読んでください。

### ◇平成13年度 納期限一覧表◇

|                 | 平成13年<br>9月 | 10月    | 11月    | 12月    | 平成14年<br>1月 | 2月    | 3月   |
|-----------------|-------------|--------|--------|--------|-------------|-------|------|
| 市・県民税<br>(普通徴収) |             | 3期     |        | 4期     | 随1期         |       | 随2期  |
| 固定資産税<br>償却資産税  | 3期          |        | 4期     |        |             |       | 随期   |
| 国民健康<br>保険税     | 4期          | 5期     | 6期     | 7期     | 8期          | 9期    | 10期  |
| 納期限             | 10月1日       | 10月31日 | 11月30日 | 12月28日 | 1月31日       | 2月28日 | 4月1日 |

※市・県民税(普通徴収)は1・3月、固定資産税は3月、国民健康保険税は4・5月に随時課税として賦課することがあります。

# リサちゃんの リサイクルレポート

No.13

ペットボトルの品質調査に行ってきました



皆さん、こんにちは。

今回は佐賀市から

出るペットボトルの  
品質調査に立ち会っ  
てきましたので、報  
告します。



## ■ペットボトルの 品質調査って何だろう？

平成9年の容器包装リサイク  
ル法という法律の施行に伴って、  
佐賀市でもペットボトルの分別  
収集が始まりました。

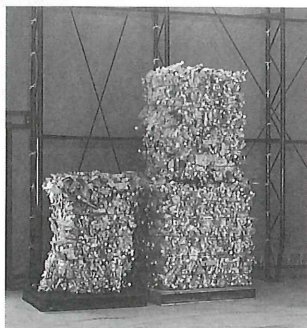
皆さんに分別していただいた  
ペットボトルは、まず嘉瀬町の  
最終処分場内にある株式会社佐  
賀資源化センターへ運ばれます。  
その後、資源化センターの職員  
さんが、フタがついたままの  
ペットボトルからフタを外した  
り、空き缶や他のごみを取り除  
いたりして、きれいな状態にし  
ています。

それから、圧縮されてペール  
(ブロック状の塊)にし、北九  
州市にある西日本ペットボトル

リサイクル株式会社でリサイク  
ルされているのです。

しかし、ペットボトルの再生  
品の品質は、分別収集したペッ  
トボトルの品質に大きく左右さ  
れるという特徴があるんですね。

そこで、自治体から運ばれる  
ペールが一定の品質を達成して  
いるかどうかを年に1度調査す  
るのです。ちなみに前回の佐賀  
市の評価はBランクでした。



▲各地の自治体から集まった  
ペールにされたペットボトル

## ■いよいよ 調査に入ります

調査はまず、ペールを2個取  
り出し、これらについて①ペッ  
トボトルに汚れがないか、②  
ペールは安定しているか、ひも  
を解いたときすぐに崩れるか、

③異物が混入して

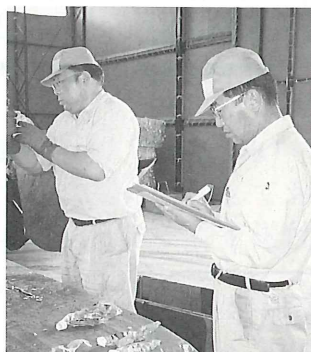
いないか、また  
キャップがついて  
ないか、などを調  
べて評価します。

皆さん真剣な表情で調査され  
ていますね。リサもドキドキで  
す。



## ■調査結果はどうだっ たのでしょうか！

結果はペットボトルにはひど  
い汚れはみられず、ペールの安  
定性・解体性にも問題はありま  
せんでした。キャップ付きボト  
ルが2本とビニールの切れ端が  
混入していましたが、佐賀市の  
全体的な評価は1番よいAラン  
クでした。



## バス停時刻表FAXサービスを ご利用ください

～バス停時刻表をご自宅へ～

いつもご利用されているバ  
ス停の時刻表をFAXで送信し  
ます。必要事項を確認し、電  
話、FAX、E-mailでお申し込  
みください。

市営バス  
耳より情報



- ◇必要事項 お名前・電話番号・FAX 番号  
ご希望の停留所名・行き先
- ◇申し込み先 ☎ 23・3155 FAX27・9274  
E-mail kotsu@city.saga.saga.jp
- ◇受付時間 電話は8:30～17:00(月～金のみ)  
FAX・E-mailは24時間  
(土・日・祝は休み明けの送信になります)
- ◎詳しくは、市営バス総務課 ☎ 23・3155

## ■これからもよろしく お願いします

今回良い結果が出たのも、市  
民の皆さんと資源化センターの  
職員の方々のおかげです。あり  
がとうございました。

サイクル先進都市」を目指し  
て佐賀市としては、分別した  
ペットボトルについて高い品質  
を維持していきたいですね。  
それにはまだまだ皆さんのご  
協力が必要です。

ペットボトルを出すときは、  
必ずキャップを外して中をす  
いでください。市民の皆さん  
のちよつとした手間が、リサイ  
クルにはとても重要なのです。  
これからも分別収集へのご協  
力を、よろしく願います。

◎問い合わせ 環境課ごみ対策  
推進室 ☎ 40・7203

# 佐賀市役所ISO14001

## 市役所の各部署で環境マネジメント

## システムの運用が始まります

佐賀市では、環境にやさしい自治体を目指して4月からISO14001の認証取得に全課を上げて取り組んでいます。

経過については、毎月市報でお知らせしてきましたが、これまで主に次のようなことを行ってきました。

《4月》市長による取得宣言、推進するための組織づくり  
《5月》職員研修会、各課が行っているそれぞれの業務が環境にどんな影響を及ぼしているのかの評価作業

《6月》環境に特に大きな影響を与えている業務の登録  
《7月》環境マネジメントマニュアル（システムを構築、運用するためのルール）の作成  
《8月》監査部門の組織づくり

ISO14001の認証を取得するためには、第3者審査登録機関によるシステム全般の審査が必要となりますが、今回そ

の第一段階であるマニュアルについての審査を受けたところで、その中で、いくつかの指摘がありましたので部分的に修正し、9月から修正したマニュアルに基づいて、システムを運用することになります。

システムをきちんと運用するためには、職員がマニュアルやマニュアルの細かい部分を規定した要領、手順書を理解する必要があります。今後各課の環境管理実行者（課長）と環境管理推進員による職員教育に力を入れることとなります。

そして、一連のシステム（環境保全の計画（環境方針）をつくり、実行し、評価し、見直す）運用を10月までに終了し、システム運用した結果について、11月に第3者審査登録機関による予備審査を受けることとなります。

マニュアルの内容については、後日お知らせします。また、現在、内部環境監査員の養成を



行っています。内部環境監査は、システムをきちんと運用する上で、重要な役割を担っていますので、内部環境監査員には、ISO14001や環境法規制関係についてのより高度な知識と監査を効果的に行うためのノウハウが必要となります。

そのため、10月上旬に内部環境監査員養成セミナーを2日間行い、最後に試験に合格した人を内部環境監査員名簿に登録します。

ISO14001の認証取得もこれまでの基礎的な作業からいよいよ組織全体で具体的に取り組む段階に進んできました。

システムを運用することで、市役所の業務がますます環境に配慮したものになるばかりでなく、経費節減や行政改革にも大きな効果があることから、全力で取り組んでいきます。

◎問い合わせ 環境課ISO推進室 ☎40・7202

## 提言箱にいただいた皆さんからのご質問にお答えします

〔提言〕介護保険料の領収書について

わずかな介護保険料を納めていますのに、領収書を毎月封書で送っていたのは恐縮です。経費節約の意味から半年に1回とか、それもはがきでくださればいいと思います。ご検討をお願いします。

〔回答〕

ご提言ありがとうございます。65歳以上の方の介護保険料の徴収方法には、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による支払い（普通徴収）があります。そのうち、口座振替による支払いの方には、毎月封書で領収書を送っているところ。現在、領収書をはがき形式へ変更する準備を進めています。電算システムの一部変更、新しいはがき形式の用紙の作成などに2カ月から3カ月程度予定しています。変更時期につきましては、今年の11月送付分から切り替えを予定しています。なお、送付回数につきましては、も検討を進めてまいります。

（佐賀中部広域連合扱い）

■FAX 28・9188

■ホームページアドレス

<http://www.city.saga.saga.jp/>

◎提言箱についてのお問い合わせ

市民生活課市民相談室

☎40・7085



No.21

納付はお済みですか？

# 国民年金保険料



国民年金マスコット  
「ハッピーちゃん」

・長い間厚生年金に加入していたので、国民年金の手続きはしていない。

・現在学生だが、就職して厚生年金に加入する予定なので、国民年金は払っていない。

・現在国民年金まで払う余裕がない。

・厚生年金、共済年金に加入している配偶者の扶養に入っていたが、配偶者が退職した後は手続きをしていない。

・厚生年金、共済年金に加入している配偶者の扶養に入っていたが、配偶者が65歳になった後は手続きをしていない。

◆いつでも当てはまる方が……このままでは将来の年金が心配です！

保険料を未納のままにしておくことはできません。次のような免除（特例）制度がありますので、ご相談ください。

◇一般の免除申請  
免除は、病気やけが、失業な

どの経済的理由で保険料を納められない場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される制度です。

この免除を受けた期間は年金を受ける権利が保障され、その期間分だけ年金額は納めた場合の3分の1になります。

また、免除の認定には世帯での所得制限があります。

## ◇学生納付特例制度

学生納付特例制度は、特例の対象となる学校に通っており、前年度の控除後の所得が68万円以下の学生が申請をして承認されると、在学中の保険料納付が免除される制度です。

ただし、この期間は、障害年金などを受ける権利は保障されますが、その期間分は年金額には反映されません。

## ◇追納制度

免除・特例を受けた期間について、将来受け取る年金が少な

くなるのを防ぐため、その後の10年間で追納できる制度です。

◇相談、手続きは

▽一般の免除申請  
年金手帳、認印

▽学生納付特例制度  
年金手帳、認印、学生証（写しでも可）または在学証明書

以上のものを持参して市役所保険年金課国民年金室（1階西側窓口）で手続きをしてください。申請が遅れると、免除開始も遅れることになりますので、早めにご相談してください。



◎問い合わせ 保険年金課国民年金室 ☎40・7275

平成13年10月27日～

## 戸籍がコンピュータ化されます

佐賀市に本籍がある方の戸籍がコンピュータ化されます。全部事項証明（戸籍謄本）、個人事項証明（戸籍抄本）の名称となり、縦書きから横書きに変わります。

### 《コンピュータ化戸籍の氏名の文字について》

- コンピュータ化後の戸籍の文字は、常用漢字、人名漢字、その他漢和辞典に載っている文字で記載されます。
- 現在の戸籍の氏名の文字を、戸籍のコンピュータ化の際に漢和辞典に載っている文字に置き換える必要がある方には「お知らせ」のご案内を郵送しますので、ご確認ください。ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ 市民生活課戸籍係 ☎24・3151内線1125

## 講演会

### 【難病患者とその支えとなる方々へ】

◇演題 「遠距離介護 東京―仙台  
自分らしく生きる」

※7年間に及ぶパーキンソン病の母親への  
遠距離介護体験に基づく講演

◇講師 石川牧子 氏  
(日本テレビアナウンスカレッジ学長)

◇入場 無料

◇日時 9月29日（土）13:30～15:30

◇場所 佐賀県勤労者福祉会館  
(神野東二丁目6-10)

### ◎問い合わせ

健康づくり課 ☎30・0100

佐賀県難病団体連絡協議会 ☎22・9760

9月17日(月)から  
受付再開!

# 「はじめてのIT講座」第3期受講生募集

## インターネット初心者講座(情報通信技術基礎技能講習)

第3期の「はじめてのIT講座」を10月29日(月)から開催します。第1期・第2期と同様に電話による受け付けを行い、応募期間終了後に抽選で受講者を決定します。前回応募されて抽選から外れた方も、今回はじめて受講しようかなと思った方も是非ご応募ください。

- ◇受講できる方 20歳以上の成人の方 ◇受講対象者 パソコン初心者  
◇講座内容 パソコン操作の初歩、文字入力の初歩、インターネットの初歩、電子メールの初歩  
◇定員 各市立公民館および西与賀コミュニティセンター ..... 10人  
隣保館 ..... 20人

◇第3期(10月29日～12月21日)申し込み受付期間 9月17日(月)～9月28日(金)

◇申し込み方法 佐賀市教育委員会生涯学習課「はじめてのIT講座」係まで電話でお申し込みください。

○申し込み電話番号 ☎40・9595(直通)

※(注) 各会場の公民館などでは申し込み受け付けは行っておりませんので、受講ご希望の方は、上記までお申し込みください。(電話が混雑してつながらない場合は、時間を置いてから改めてお掛け直してください)

◇受講料 無料《教材費は自己負担(1,000円程度)です》

◇受講決定 希望コースごとの無作為抽選とします。抽選結果については10月16日ごろはがきでお知らせします。

◇抽選日・会場 10月9日(火)13時30分から市役所6-3会議室で開催します。ご希望の方は見学することができます。見学希望の方は応募時にお知らせください。

### <第3期 10月29日～12月21日>

☆ご希望のコースごとに会場をお選びください。

|                         |        |     |                          |
|-------------------------|--------|-----|--------------------------|
| □毎週月曜(午後)コース14:00～16:00 |        |     |                          |
| □毎週月曜(夜間)コース19:00～21:00 |        |     |                          |
| 会場                      | 蓮池公民館  | 開催日 | 11月12日、19日、26日、12月3日、10日 |
| 会場                      | 北川副公民館 | 開催日 | 11月19日、26日、12月3日、10日、17日 |

|                         |       |     |                          |
|-------------------------|-------|-----|--------------------------|
| □毎週火曜(午後)コース14:00～16:00 |       |     |                          |
| □毎週火曜(夜間)コース19:00～21:00 |       |     |                          |
| 会場                      | 開成公民館 | 開催日 | 11月13日、20日、27日、12月4日、11日 |
| 会場                      | 勸興公民館 | 開催日 | 11月20日、27日、12月4日、11日、18日 |

|                         |       |     |                          |
|-------------------------|-------|-----|--------------------------|
| □毎週水曜(午後)コース14:00～16:00 |       |     |                          |
| □毎週水曜(夜間)コース19:00～21:00 |       |     |                          |
| 会場                      | 兵庫公民館 | 開催日 | 11月14日、21日、28日、12月5日、12日 |
| 会場                      | 循誘公民館 | 開催日 | 11月21日、28日、12月5日、12日、19日 |

|                         |           |     |                          |
|-------------------------|-----------|-----|--------------------------|
| □毎週木曜(午後)コース14:00～16:00 |           |     |                          |
| □毎週木曜(夜間)コース19:00～21:00 |           |     |                          |
| 会場                      | 西与賀コミュニティ | 開催日 | 11月15日、22日、29日、12月6日、13日 |
| 会場                      | 日新公民館*    | 開催日 | 11月22日、29日、12月6日、13日、20日 |

|                         |        |     |                          |
|-------------------------|--------|-----|--------------------------|
| □毎週金曜(午後)コース14:00～16:00 |        |     |                          |
| □毎週金曜(夜間)コース19:00～21:00 |        |     |                          |
| 会場                      | 嘉瀬公民館  | 開催日 | 11月16日、23日、30日、12月7日、14日 |
| 会場                      | 巨勢公民館* | 開催日 | 11月23日、30日、12月7日、14日、21日 |

|                         |       |     |                         |
|-------------------------|-------|-----|-------------------------|
| □毎週土曜(午後)コース14:00～16:00 |       |     |                         |
| □毎週土曜(夜間)コース19:00～21:00 |       |     |                         |
| 会場                      | 金立公民館 | 開催日 | 11月17日、24日、12月1日、8日、15日 |

|                         |        |     |                        |
|-------------------------|--------|-----|------------------------|
| □毎週日曜(午前)コース10:00～12:00 |        |     |                        |
| □毎週日曜(午後)コース14:00～16:00 |        |     |                        |
| 会場                      | 本庄公民館  | 開催日 | 11月4日、11日、25日、12月2日、9日 |
| 会場                      | 久保泉公民館 | 開催日 | 11月4日、11日、25日、12月2日、9日 |

毎週日曜コースに夜間のコースはありません。

|                       |        |     |              |
|-----------------------|--------|-----|--------------|
| □毎日(午前)コース10:00～12:00 |        |     |              |
| □毎日(午後)コース14:00～16:00 |        |     |              |
| 会場                    | 高木瀬公民館 | 開催日 | 10月29日～11月2日 |
|                       | 若楠公民館  | 開催日 | 11月5日～9日     |
|                       | 鍋島公民館* | 開催日 | 11月5日～9日     |
|                       | 新米公民館  | 開催日 | 11月12日～16日   |

|                       |     |     |            |
|-----------------------|-----|-----|------------|
| □毎日(午後)コース14:00～16:00 |     |     |            |
| 会場                    | 隣保館 | 開催日 | 11月12日～16日 |

\*のついている講座は託児ができます。(ただし、19:00～21:00のコースには託児はありません)

### 《民間施設で開催しているIT講座も随時受付中!》

どしどしお申し込みください。(すでに定員に達している講座コースもあります)  
詳しくは、上記申し込み電話番号までお問い合わせください。

## 咲かせよう人権の花

### 「人柄」と「家柄」 稔りの秋に思うこと

残暑も過ぎ稔りの秋を迎えると、各地で結婚にかかわる話を聞くことが多くなります。

数年前のことです。知り合いの娘さん、明恵さんが会社の同僚である博さんの、誠実で温かい人柄にひかれて、2年余りの交際ののち、結婚したいと両親に話しました。

ところが父親は、自分の家と博さんの家とは家柄が違うことを理由に、博さんの人間性、「人柄」を全く知らないままに結婚に反対しました。父親がこだわる「家柄」って一体何でしょうか。

三省堂国語辞典では、「家柄とは、先祖伝来からの一族の社会的地位などから見たその家の格式」だと書いてありますが…。

先祖伝来とは、どれ程昔からなのか、また、先祖の時代の社会的な背景とか地位とかは、現代の考え方とは全く異なっていますし、今の時代にそれを持ち出しても何の意味もない空疎なものが「家柄」という言葉ではないでしょうか。

家中の人たちの仲が良く、温かく、人を大切にしたい生き方をしているという意味のものととは違って、実のないもののようにです。

空疎な「家柄」と相手の「人柄」のどちらを選ぶのが人間として自然なことなのかは、この人権の時代言うまでもないことだと思います。このような話はよく私たちの身近なところで聞く話です。

それから結婚式場で多く見られる何々家と何々家の案内札にも、まだ、結婚が家同士の問題であるのかと考えさせられます。

ところで、明恵さんは、あくまでも「家柄」を重んじる父の反対を押し切って「家柄」より「人柄」を選びました。

二人の結婚を喜んでくれる人々に支えられ、祝ってくれる人たちと博さんと明恵さんのお祝い会がありました。

「博さん明恵さん披露会」とさされた立て札のある会場内は温かい雰囲気の中で、心から「お

めでとう」の言葉が飛び交ったそうです。

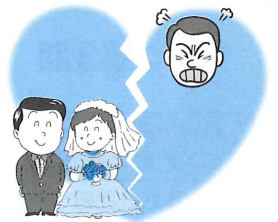
そして今、明恵さんたちは、とても温かい家庭を作り上げ、幸せを感じながら暮らしています。

まだ、いまだに身元調査によって「家柄」や「血筋」「出生地」が調べられ、愛する人同士が引き裂かれることが起きていますが、このことは重大な人権侵害です。

佐賀市では、毎月11日を「人権を考える日」として制定しています。「人柄」と「家柄」このような身近な話などを家庭や職場、そして友人などと話し合っ

て、あなたの人権、私の人権を点検し確認してみてはいかがでしょうか。

市民一人ひとりが世間に惑わされず、自分らしく輝くことができる「人権の花咲く 住みよい佐賀ん町」づくりに努力したいものです。



ハイ、こちら  
消費生活相談窓口  
です



市民生活課市民相談室  
☎40・7087

### 内職・モニター商法 にご用心

(事例)

5月に「自宅でお仕事できる方 大募集」という宛名書きの内職の折り込みチラシを見て電話で問い合わせたところ、担当者

が自宅へ説明に来了。「健康器具などのモニターになつてもらい、それを使った感想をダイレクトメールに書いて送るだけの簡単な仕事です。月3万の収入が3年間ありますので、その中から商品代49万円の

ローンを払っても手元に1万円くらいは残ります」と言われ、委託業務申請書とカードローン申込書を書いた。

20日以上たつても商品は送ってこないし、仕事の連絡もないので業者に電話するが通じない。

☆このところ、不況を反映して

か、「内職・モニター商法」のトラブルが急増しています。経済産業省は今年6月訪問販売法を改正し、内職・モニター商法も規制の対象となりました。法律名も「特定商取引法」にかわりました。

内職モニター商法の場合、6月以降にした契約は20日間のクーリングオフ期間があり無条件解約ができます。また、契約に際しては、購入する商品やその金額、仕事の収入や提供、あつ

きびしい規制がかけられることも大切ですが、消費者もうまい話や楽して儲かる話には十分気をつけましょう。だまされないように自分を守る姿勢が大切です。また、困った時にはすぐ相談をしましょう。

事例のケースは業者が倒産状態なので、ローン会社には商品をもらつてないことを理由に支払い停止の手続きをしています。仕事を始めるために、登録料・検定料・機器の購入など、お金を払わせる業者には気をつけましょう。

# 市民\*かんたん・ネット・セミナー

## 参加者募集

「市民\*かんたん・ネット・セミナー（城南中）」の第2、3回目の参加者を募集しますので、ふるってご応募ください。

・対象 市内居住、または市内勤務の方で、パソコン操作が初心者の方

・場所 城南中学校（南佐賀一丁目）

・内容 ウィンドウズの基本操作およびインターネット・Eメールの基本操作

・日時

|     |                |
|-----|----------------|
| 第2回 | 10月6、13、20、27日 |
| 第3回 | 11月17、24日      |

12月1、8日

14時から2時間程度（学校行事の都合により日程が変更される場合もあります）

・定員 32人

※申し込み者多数の場合は抽選

・受講料 無料

・申し込み方法 往復はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、

職業、昼間連絡のつく電話番号、希望する期間（第2回か3回）を記入の上、〒840-8550 1 佐賀市栄町1番1号 佐賀市教育委員会教育総務課「市民\*かんたん・ネット・セミナー」係までお申し込みください。（9月26日必着）

※なお、今回も1階クラブハウスにおいて、体の不自由な方のための教室を同時に開催します。

日時、内容などは同じで3人程度の募集となりますが、関心のある方はご連絡ください。申し込みは電話受け付けのみとなります。

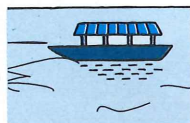
◎問い合わせ  
教育総務課 ☎40・7353

## よかとこわがまち

広域圏  
市町村紹介  
その⑤  
大和町

### 川上峡観光屋形船

佐賀大和町観光協会は、川上峡屋形船を運行しています。



緑あふれる美しい川上峡をバックに、流れる水のせせらぎに包まれながら、楽しいひとときを過ごしに来ませんか。（毎週土・日・祝日は乗合運行中）

《乗合の場合》  
・約1時間の舟遊び

定員（客）15人

▽第1便 12時～13時

▽第2便 13時30分～14時30分

▽第3便 15時～16時

大人1,000円

子ども500円

※お弁当持ち込みできます。

《貸し切りの場合》

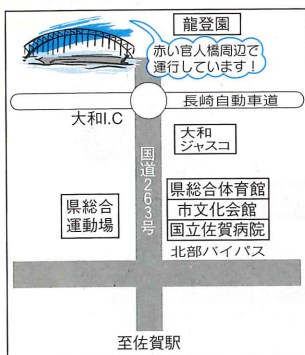
貸し切り宴会2時間まで

1万5千円（予約制）

※料理の持ち込みできます。

◎問い合わせ 屋形船予約センター（ホテル龍登園） ☎62・3

111 FAX 62・5946



公害トピックス  
その15

## 水生生物調査

嘉瀬川上流の水質は良好です

川の中にはさまざまな生き物が住んでいます。どのような生き物が住んでいるかを調べることで、その地点の水質を知ることができます。水生生物調査とは、水のよさに敏感な左30種の指標生物の生息状況により、河川の水質を判定するものです。

国土交通省、佐賀県、佐賀市外流域10市町村で構成する嘉瀬川水系等水質保全対策協議会部会は、毎年流域の小学生と一緒に水生生物調査を実施しています。今年は富士町の畑瀬橋と共立病院の地点で、川副町の大詫間小学校と三瀬村の三瀬小学校の子どもたちと調査を実施しました。どちらの地点でも、ヒラタカゲロウが数多く採取され、水質階級Ⅰに判定されました。

子どもたちはこの調査を楽しみ、川に親しんでくれました。

これからは、これまで以上に川に関心を持つてくれるでしょう。

佐賀市内を流れる川にも多くの生物が住んでいます。皆さんも近くの井樋や川を調べて見ませんか。



|         |       |                                                                   |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| きれいな水   | 水質階級Ⅰ | アミカ、ヒラタカゲロウ、ウズムシ、フユ、カワゲラ、ヘビトンボ、サワガニ、ヤマトビゲラ、ナガレトビゲラ                |
| 少しきれいな水 | 水質階級Ⅱ | イシマキガイ、オオシマトビゲラ、カワニナ、ヒラタドROMシ、ゲンジボタル、コオニヤンマ、ユガタシマトビゲラ、スジエビ、ヤマトシジミ |
| きたない水   | 水質階級Ⅲ | イソコツブムシ、タイコウチ、タニシ、ニホンドロコエビ、ヒル、ミズカマキリ、ミズムシ                         |
| 大変きたない水 | 水質階級Ⅳ | アメリカザリガニ、エラミズ、サカマキガイ、セスジュスリカ、チョウバエ                                |

◎問い合わせ 環境課 ☎40・7201

# 佐賀市 18 歴史探検

## 旧古賀家の板戸 (佐賀市歴史民俗館)

日頃見慣れている風景の中にも、何度も見なおしてみると、思わぬ発見をすることがあります。今回は、佐賀市柳町に所在する旧古賀家を取り上げます。

旧古賀家は、古賀銀行の頭取、古賀善平の住宅で明治17年に建築されたものです。明治期の実業家の住宅遺構として貴重な存在であり、隣接する旧古賀銀行、旧牛島家、旧三省銀行とともに、これまで整備・活用に努めてきたところです。

平成13年1月15日号のこのコーナーで高伝寺の板戸(杉戸)や衝立が、「佐賀城の御殿に使われていた可能性がある」と紹介しましたが、これと同様のものかもしれない板戸が、旧古賀家の1階大広間北側の押入と、2階廊下の押入にも使われています。板戸に描かれている絵は高伝寺にあるものと比べると、その保存状況は好ましいものではありませんが、猿・海・流水・人物などが両面に描かれています。

板戸絵は、両面に描かれている場合は、どちら側からも鑑賞できる箇所用いられます。旧古賀家の板戸は、裏からは鑑賞できない「押入」に用いられていますので、どこかの建物からの「転用」と考えられます。

この板戸についての記録は何も残っていませんので、想像の域を出ませんが、もしかしたら、佐賀城の建物か重臣屋敷に使われていたのかも知れません。

旧古賀家を利用される際、探して見ませんか。



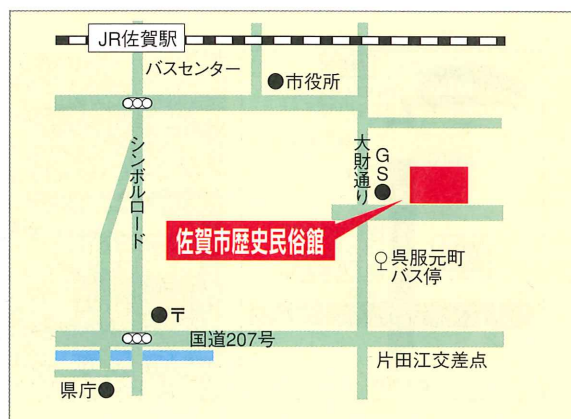
▲旧古賀家



▲旧古賀家1階にある板戸



▲旧古賀家2階にある板戸



## 《佐賀女子短期大学生 生涯学習センターオープンカレッジ》

### 教養文化講座 (後期)

| No. | 講座名                           | 講師名                  | 期日                 | 時間              | 教室    | 受講料          |
|-----|-------------------------------|----------------------|--------------------|-----------------|-------|--------------|
| 09  | 佐賀学入門<br>「素顔の芭蕉」              | 上野信好<br>(佐賀市収入役)     | 9/29(土)            | 13:30~<br>15:00 | 131教室 | ¥4,500       |
| 10  | 敦煌学入門<br>「世界の中の敦煌」            | 大塚清吾<br>(特別講師)       | 10/13(土)           | 13:30~<br>15:00 | 131教室 |              |
| 11  | 佐賀学入門<br>「佐賀仏教美術」             | 竹下正博<br>(県教育委員会主査)   | 10/27(土)           | 13:30~<br>15:00 | 131教室 |              |
| 12  | 敦煌学入門<br>「中国朝鮮稲作の歴史」          | 高倉洋彰<br>(西南学院大学)     | 12/1(土)            | 13:30~<br>15:00 | 131教室 |              |
| 13  | 佐賀学入門<br>「佐賀の虫供養塔」            | 横尾文子<br>(佐賀女子短期大学教授) | 12/8(土)            | 13:30~<br>15:00 | 131教室 |              |
| 14  | 敦煌学入門<br>「トウルファンと敦煌の仏教壁画について」 | 山部能宣<br>(九州龍谷短期大学教授) | 12/22(土)           | 13:30~<br>15:00 | 131教室 |              |
| 15  | 佐賀学入門<br>「奈良・古寺巡礼」            | 高島忠平<br>(佐賀女子短期大学教授) | 11/15(木)<br>~17(土) |                 | 奈良    | 約<br>¥70,000 |

このほか、「ヒューマンカレッジ」「教養英語講座」など多彩に開催します。

◎問い合わせ・受講申し込み/佐賀女子短期大学生生涯学習センター ☎23・5145 FAX23・2724



市の花「さざんか」  
昭和54年4月制定

“市の木・いちよう”、“市の花・さざんか”は、市制施行90周年記念行事の一つとして、市民からのご応募で選ばれたもので、昭和54年4月1日の記念式典で正式に制定されました。

人口 165,563人 (+85) 男 78,668人 (+76) 7月31日現在の人口  
世帯 63,843 (+49) 女 86,895人 (+9) ( )内は前月との差